

瀬戸市景観条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 34 号

瀬戸市景観条例

瀬戸市都市景観条例（平成 5 年瀬戸市条例第 33 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条 第 6 条）

第 2 章 景観計画及び景観重点地区（第 7 条・第 8 条）

第 3 章 行為の規制等（第 9 条 第 15 条）

第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第 16 条）

第 5 章 景観まちづくり市民団体（第 17 条・第 18 条）

第 6 章 表彰、助成等（第 19 条・第 20 条）

第 7 章 瀬戸市景観審議会（第 21 条）

第 8 章 雑則（第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市の良好な景観の形成に関し必要な事項及び景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定め、もって親しみと愛着と誇りの持てるまちの実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物及び次号の広告物以外のもので次に掲げるものをいう。

ア 擁壁

イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの

ウ 煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの

エ コンクリートプラント、貯蔵施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの

オ 自動車車庫の用途に供する立体的な施設その他これに類するもの

カ 人形、銅像等のモニュメントその他これらに類するもの

キ 昇降機、観覧車その他これらに類するもの

ク その他規則で定めるもの

広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件をいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者等の意見、要望等を十分に反映するよう努めなければならない。

3 市は、公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、良好な景観の形成に関し、市民、事業者等の意識の高揚及び知識の普及に努めなければならない。

5 市は、必要があると認めるときは、国、県その他公共団体に対し、良

好な景観の形成について協力を要請するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(財産権等の尊重及び公益との調整)

第6条 市は、この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公益との調整に留意しなければならない。

第2章 景観計画及び景観重点地区

(景観計画)

第7条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、景観計画に法第8条第2項各号に規定する事項のほか、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることができる。

3 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に規定する手続のほか、あらかじめ、瀬戸市景観審議会の意見を聴かななければならない。

4 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観重点地区)

第8条 市長は、景観計画の区域内において、良好な景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を景観重点地区として景観計画に定める

ことができる。

- 2 市長は、前項の規定により景観重点地区を定めたときは、景観重点地区ごとに次に掲げる事項を定めるものとする。

法第 8 条第 2 項第 2 号の良好な景観の形成に関する方針

法第 8 条第 2 項第 3 号の行為の制限に関する事項

前 2 号に掲げるもののほか、市長が良好な景観の形成のために必要と認める事項

第 3 章 行為の規制等

(景観計画への適合)

- 第 9 条 景観計画の区域内において、次に掲げる行為を行う者は、当該行為を景観計画に適合させるよう努めなければならない。

法第 1 6 条第 1 項各号に規定する行為

広告物の表示若しくは設置、変更又は改造

- 2 前項の規定にかかわらず、法第 1 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 1 3 条の規定による届出をする者は、その届出に係る行為を景観計画に適合させなければならない。

(届出を要する行為等)

- 第 1 0 条 法第 1 6 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (以下「土石の採取等」という。) とする。

- 2 土石の採取等の行為に係る法第 1 6 条第 1 項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 3 土石の採取等の行為に係る法第 1 6 条第 1 項の規定により条例で定める事項は、当該行為をしようとする者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 並

びに当該行為の完了予定日とする。

4 土石の採取等の行為に係る法第16条第2項の規定により条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(届出の適用除外)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、規則で定める行為を除く行為とする。ただし、第8条第1項の規定により定めた景観重点地区内における行為を除く。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、景観重点地区内における法第16条第1項第1号及び第2号に規定する届出を要するすべての行為とする。

(広告物の届出)

第13条 広告物を表示し、若しくは設置し、変更し、又は改造しようとする者で、規則で定める行為をしようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長にその内容を届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、景観重点地区内において、広告物を表示し、若しくは設置し、変更し、又は改造しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長にその内容を届け出なければならない。

3 愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号)の規定により許可を要しないものについては、前2項の規定は、適用しない。

(助言、指導、勧告等)

第14条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項又は前条の規定による届出があった場合において、良好な景観の形成のために必要があると

認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。この場合において、市長は、建築物、工作物等に関する専門的な知識を有する者に意見を聴くことができる。

- 2 市長は、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者が次の各号のいずれかに該当するときは、これらのものに対し、期限を定めて、その是正、当該行為の中止その他必要な措置をとることを勧告することができる。

法第16条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

法第18条第1項の規定に違反して、届出に係る行為に着手したとき。

- 3 市長は、法第16条第3項に規定する勧告又は法第17条第1項若しくは第5項に規定する命令を行う場合において、必要があると認めるときは、瀬戸市景観審議会の意見を聴くことができる。

(公表)

- 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、規則で定めるところにより、次項に定める事項を公表することができる。

法第16条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

法第16条第3項の規定による勧告に従わなかった者

法第17条第1項又は第5項の規定による命令に違反した者

法第17条第7項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

法第17条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

法第18条第1項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者
第14条第2項の規定による勧告に従わなかった者

2 前項の規定により公表することができる事項は、次に掲げるものとする。

当該者が前項各号のいずれかに該当する者である旨及びその内容
当該者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

当該建築物、工作物等の名称及び所在地

景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しない項目及
びその内容

勧告又は命令の内容及びこれらに対する当該者の対応の内容（前項
第2号、第3号又は第7号に該当する者に限る。）

3 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、
当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えると
ともに、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、前項の規定により当該者が弁明をした場合において当該者が
申し出たときは、第1項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せ
て公表するものとする。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

（指定等）

第16条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物及び法
第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定するときは、法第19
条第2項及び法第28条第2項に規定する手続のほか、あらかじめ、瀬
戸市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により指定したときは、その旨を告示するものと

する。

- 3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項及び法第35条第1項又は第2項の規定による指定の解除について準用する。

第5章 景観まちづくり市民団体

(認定)

第17条 市長は、一定の地区において、市民等が自主的に良好な景観の形成に係る活動を行うために組織した団体で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを景観まちづくり市民団体（以下「市民団体」という。）として認定することができる。

その活動が当該地区における良好な景観の形成に著しく寄与すると認められるものであること。

その活動が関係者の所有権その他の財産権を不当に制限するものではないこと。

規則で定める項目がすべて定められた団体規約が定められていること。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長にその認定を申請しなければならない。

(認定の取消し)

第18条 市長は、前条第1項の規定により認定した市民団体が同項各号のいずれかに該当しなくなったとき、又は市長が市民団体として適当でなくなったと認めるときは、当該市民団体の認定を取り消すものとする。

第6章 表彰、助成等

(表彰)

第19条 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認める建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者、その他の関係

者を表彰することができる。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、良好な景観の形成に著しく寄与したと認める活動を行った個人又は団体を表彰することができる。

(助成等)

第20条 市長は、第8条第1項の規定により定めた景観重点地区において、良好な景観の形成に著しく寄与すると認める行為を行う者に対し、当該行為に要する費用の一部を助成することができる。

- 2 市長は、第16条第1項の規定により指定した景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者等に対し、その保存のために技術的支援を行い、又はその保存に要する費用の一部を助成することができる。

- 3 市長は、第17条第1項の規定により認定した市民団体に対し、技術的支援を行い、又はその活動に要する費用の一部を助成することができる。

- 4 市長は、前3項の規定によるもののほか、良好な景観の形成に著しく寄与すると認める行為を行う者に対し、技術的支援を行い、又はその行為に要する費用の一部を助成することができる。

第7章 瀬戸市景観審議会

(設置等)

第21条 この条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要事項について調査審議するため、瀬戸市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に市長が委嘱する臨時委員若干人を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、この条例の施行の日前にこの条例による改正後の瀬戸市景観条例(以下「新条例」という。)第7条第1項の規定による景観計画を定めるに当たり、改正前の瀬戸市都市景観条例(以下「旧条例」という。)第28条の瀬戸市都市景観審議会の意見を聴くことができる。この場合において、当該意見は、新条例第21条の審議会の意見とみなす。

3 第1項ただし書の規定により新条例第3章の規定が施行されるまでの間は、旧条例第13条から第19条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第13条中「重点地区」とあるのは「瀬戸市景観条例(平成22年瀬戸市条例第34号)第8条第1項の景観重点地区(以下「景観重点地区」という。)」と、旧条例第14条から第18条までの規定中「重点地区」とあるのは「景観重点地区」と、旧条例第15条第2項中「審議会」とあるのは「瀬戸市景観条例第21条第1項の瀬戸市景観審議会(以下「審議会」という。)」と読み替えるものとし、旧条例第14条及び第15条中の「整備基準」は旧条例第12条の都市景観形成整備基準を、旧条例第19条第1項中の「基本計画」

は旧条例第 8 条第 1 項の都市景観基本計画をいうものとする。

- 4 新条例第 3 章の規定の施行の日前に、現に前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第 13 条第 1 項又は旧条例第 18 条第 1 項の規定による届出がされた行為については、なお従前の例による。
- 5 新条例第 11 条に定めるもののほか、法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

新条例第 3 章の施行の日前に旧条例第 13 条第 1 項又は旧条例第 18 条第 1 項の規定により届出がされた行為

新条例第 3 章の施行の日から平成 23 年 5 月 1 日までの間に着手する法第 16 条第 1 項の規定により届け出なければならない行為（旧条例第 13 条第 1 項又は旧条例第 18 条第 1 項の規定により届け出なければならない行為で、新条例第 3 章の施行の日前にその届出がされている行為に限る。）

- 6 この条例の施行の際旧条例第 28 条第 1 項の規定により設置されていた瀬戸市都市景観審議会は、新条例第 21 条第 1 項の規定により設置された瀬戸市景観審議会（次項において「審議会」という。）とする。
- 7 この条例の施行の際現に審議会の委員であるものの任期は、旧条例第 28 条第 2 項の規定により任命された際の任期とする。